

【米国倒産法あれこれ④】 相殺による債権回収はできるか

田中宏岳
Hirotake Tanaka

PROFILEはこちら



前回のコラムにて、米国倒産法においては、相殺権者は担保権者 (Secured Creditor) として扱われるとご説明しました。貴社がチャプターイレブンの債務者に対して、債権とともに債務も負担している場合、相殺による債権回収を考えられることと思いますが、相殺は担保権の行使同様、オートマティックスステイの対象となり、これを行うには、裁判所に対しステイからの解放を求め、認めてもらう必要があります。ステイからの解放がされない場合でも、「適切な保護」として、債権の一部の支払を受けられる場合等もありますが、そのハードルは相応にあり、少なくとも担保価値に余剰がある場合には（つまり、貴社の債務の方が貴社の債権よりも高額である場合には）、適切な保護として別途の支払を受けることはできません。また、担保権者として扱われるということは、再建計画上、他の無担保債権者よりも優先して弁済を受けられることを意味しますが、全額弁済が保証されるわけではありませんし、そもそも再建計画による弁済がされるまで待たないといけません。このような点は、原則として倒産手続開始後も自由に相殺による債権回収ができる日本の倒産法とは大きく異なる点といえます。

さらに、米国でも日本でも一定のアンフェアな相殺は、相殺禁止規制により禁止されていますが、相殺禁止の範囲はやや異なります。すなわち、米国では、①申立後に債務者以外から取得した債権による相殺、②申立前90日以内に債務者以外から取得した債権で、債務者が債務超過の場合の相殺、③申立前90日以内に相殺権を取得する目的で債務超過の債務者に債務負担した場合は基本的に禁止されています。特に、①や②のような債権譲渡により取得した債権については、申立前90日以降の日に行われたかどうかという一律

の線引きで、相殺禁止の効果が及ぶ点が特徴的です（ちなみに、この債権取得に関する相殺禁止について日本法の場合は、債権者が債務者の経済状態の困窮（支払不能又は支払停止）を知りながら債権を取得した場合に限って相殺が禁止され、さらにこの場合でも一定の相殺は許容されています。）。他方、①及び②はあくまで「債務者以外」からの債権の取得を規制しており、③については、「相殺権を取得する目的」という主観的な要件が要求されますので、例えば、貴社とチャプターイレブン債務者とのこれまでの通常の二社間の取引関係に基づいて債権債務の対立関係が生じた場合には、たとえそれが申立前90日以内に生じたものであっても、原則的に相殺禁止の対象とはなりません。

もっとも、そのような従前の通常の取引関係どおりの相殺については、もう1点注意しておくべき点があります。それは、申立前90日以内の間に既に行われた相殺は、申立後に否認される（つまり、後から相殺が無効になる）可能性があるという点です。相殺禁止規制が、申立後に行われる相殺を問題とするのに対し、ここでは申立前90日以内の間に既に行われた相殺が問題とされています。この「相殺の否認」については、少し制度が複雑なのですが、ごくざっくり申し上げると、実際に相殺を行った時点の不足額が、それ以前の申立前90日以内の日であって、最初に不足が生じた時点よりも、減っているような場合（すなわち、相殺権者のポジションが前よりも改善されている場合）、その改善された限度で、相殺をひっくり返す制度です。例えば、90日前の時点で、貴社の債権が1万ドル、債務が5000ドルだったとすると、不足額は5000ドルになります。ところが、その後貴社の債務が8000ドルまで増えたところ（不足額が2000ドルのところ）で貴社が相殺したとすると、

貴社は前よりも3000ドル有利に回収できていることとなりますので、この3000ドルの範囲で相殺が否認される、というわけです。

債権者としては、通常債務者がいつチャプターイレブンの申立てをするかわかりませんので、このような90日以内の相殺が、相殺権者のポジションを前よりも有利にしているかどうかということは結果論であって、普通は気を付けようがないかと存じます。ただ、既に行った相殺が後から覆されるリスクもあるという点は債権管理の知識として押さえていただけましたらと存じます。

[相殺否認に関するイメージ]

